

船舶事故調査報告書

平成31年1月23日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成30年7月15日 15時24分ごろ
発生場所	香川県高松市庵治漁港南西方沖 庵治港一文字防波堤北灯台から真方位215° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯34° 22.2′ 東経134° 06.6′）
事故の概要	水上オートバイ2号機は、浮体をえい航して遊走中、浮体の搭乗者1人が落水して負傷した。
事故調査の経過	平成30年7月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ 2号機、0.2トン 250-57388香川、個人所有 3.02m（Lr）×1.12m×0.45m、FRP ガソリン機関、183.9kW、平成27年6月
乗組員等に関する情報	船長 男性 40歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成21年7月9日 免許証交付日 平成26年6月19日 （平成31年7月8日まで有効） 搭乗者 男性 34歳
死傷者等	重傷 1人（搭乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、船尾端から長さ約18mのえい航索を接続した浮体（以下「本件浮体」という。）に搭乗者1人を乗せ、搭乗者に両手を船首方に伸ばしてグリップを握ってうつ伏せの姿勢をとらせ、遊走する目的で、高松市屋島東岸の砂浜（以下「本件砂浜」という。）を出発し、北東進を開始した。（図1参照）

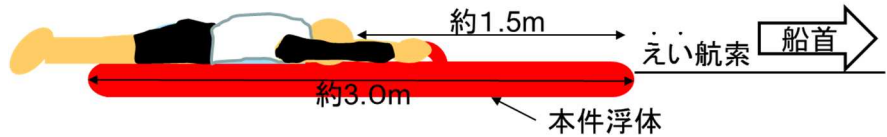


図1 搭乗者の本件浮体への搭乗時の姿勢

本船は、船長が、搭乗者を驚かそうと思い、平成30年7月15日15時24分ごろ、発進して間もなく約90km/hの速力（対地速力、以下同じ。）まで急加速し、本船の負荷が軽くなったことを感じたので、船尾方を見て搭乗者が落水していたことに気づき、左旋回して搭乗者の救助に向かった。

船長は、仰向きで浮いていた搭乗者に接近し、負傷の有無を確認して後部座席に後ろ向きに腰を掛けさせ、本件砂浜に戻った。

搭乗者は、知人が胸部を痛がっているのを見て119番通報を行い、要請した救急車により病院に搬送されて手当を受け、両側多発肋骨骨折、肺挫傷と診断された。

（付図1 事故発生経過概略図 参照）

その他の事項

船長及び搭乗者は、長袖の速乾性シャツの上にベスト型ライフジャケットを装着し、船長は足首までの速乾性タイツの上に遊泳用水着を、搭乗者は遊泳用水着を着ていた。（写真1参照）



写真1 船長及び搭乗者使用のライフジャケット

船長及び搭乗者は、知人10人とレクリエーションをする目的で、本件砂浜に集まり、バーベキューを楽しむ間に、本船で遊走していた。

船長は、本船には、平成27年6月から夏場を中心に乗船し、本件浮体に搭乗した経験を有していた。

本件浮体は、長さが約3.0m、幅が約2.5m、定員が3人で視点を水面近くにするにより、スリルを体験できるようにできていた。

搭乗者は、被引浮体の搭乗は初めてであったが、船長から被引浮体の乗り方について注意を受けていなかった。

	<p>搭乗者は、船長から本件浮体を高速でえい航すると海面から跳ね上がることを聞いていなかった。</p> <p>搭乗者は、本船が微速力前進から直進して急加速し、本件浮体が本船の航走波上を跳ね上がり、本件浮体と共に空中に投げ出され、うつ伏せの状態では海面に落水したことを本事故後に知人から聞いて知った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、庵治漁港南西方沖において、発進して間もなく、船長が、搭乗者を驚かそうと思い、約90km/hの速力まで増速したことから、本件浮体が本船の航走波上を跳ね上がり、搭乗者が本件浮体と共に空中に投げ出され、搭乗者がうつ伏せの状態では落水して負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、搭乗者が被引浮体の搭乗経験がないことを知っていたので、驚かそうと思ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、庵治漁港南西方沖において、発進して間もなく、船長が、搭乗者を驚かそうと思い、約90km/hの速力まで増速したため、搭乗者が本件浮体と共に空中に投げ出され、搭乗者がうつ伏せの状態では落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、搭乗者が浮体と共に空中に投げ出されるような速力で浮体をえい航しないこと。 ・船長は、搭乗者と浮体のえい航要領について意思疎通を図った上で、航行すること。 ・浮体搭乗者は、浮体の特性を知った上で搭乗することが望ましい。 ・船長は、事故が発生した場合、速やかに海上保安庁に通報すること。

付図1 事故発生経過概略図

